

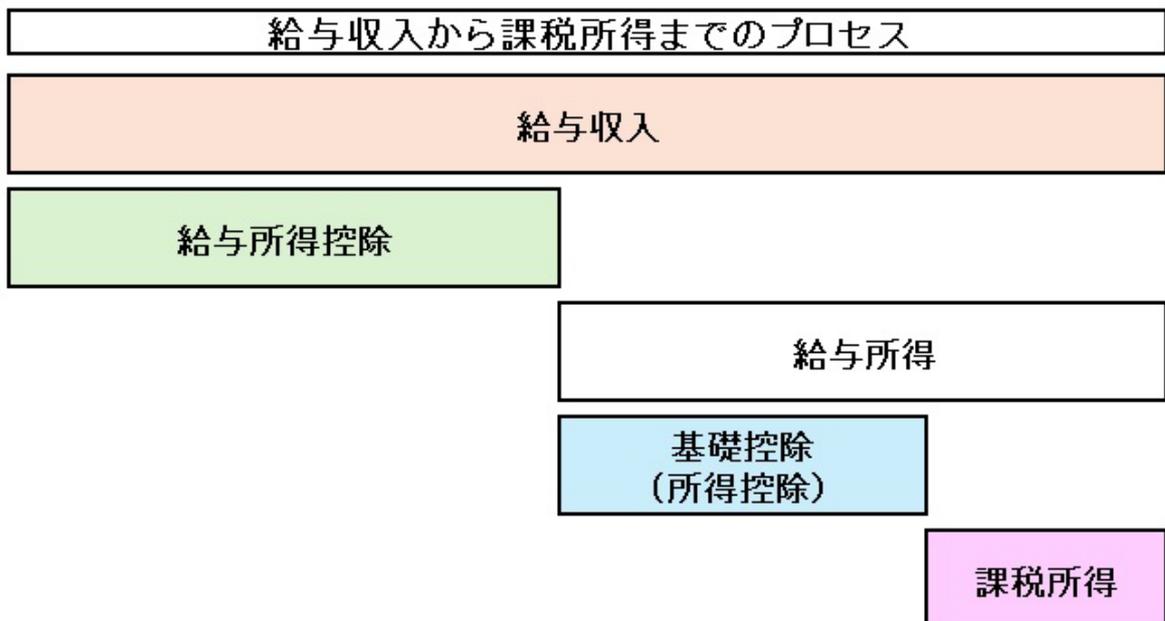
今号は「厚生年金」のQ&Aを掲載する予定でしたが、世の中「103万円の壁」を特集にしました。私は年齢20歳の大学生です。親と一緒に住んでいます。アルバイトで給与収入を得ています。いま、世間では103万円、130万円の壁といわれていますが、私の場合、所得税、健康保険、国民年金、そして親の所得税と、どういう関係が生じるのか教えてください。



まず、所得税の給与収入から課税所得までのプロセスを理解しましょう。

下図を見てください。

- ・あなたがアルバイトで得たのは「給与収入」です。
- ・この「給与収入」を得るために必要な経費を算出します。
この経費のことを「給与所得控除」といいます。
- ・「給与収入」から「給与所得控除」を引いたのを「給与所得」といいます。
- ・「給与所得」から「所得控除」を引いたのを「課税所得」といいます。
「所得控除」とは「給与所得」から一定の金額を引ける制度のことです。
「所得控除」には基礎控除、医療費控除、配偶者控除など全15種類あります。
- ・今回は「所得控除」のうち、「基礎控除」のみ引くことにしました。
- ・「課税所得」に対して一定の率がかかってきます。それが「所得税」です。
では、あなたの場合はどうなるか検証してみましょう。





給与収入103万円と所得税関係は以下のとおりになります。

給与収入103万円

給与収入	給与所得控除
162万5,000円まで	55万円

給与所得控除55万円

給与所得48万円

基礎控除48万円
(所得控除)

課税所得0円

課税所得	税率	控除額
1,000円 から 194万9,000円まで	5%	0円

所得税0円

- ・「給与収入」103万円の「給与所得控除」は上記の表の162万5,000円までに該当します。
- ・「給与所得控除」は55万円になります。
- ・「給与収入」103万円から「給与所得控除」55万円を引くと「給与所得」は48万円になります。
- ・「給与所得」48万円から「所得控除」の「基礎控除」48万円を引きます。
- ・「課税所得」は0円、従って

所得税は0円



給与収入103万円超130万円の所得税関係は以下のとおりになります。

給与収入: 例えば104万円とすると

給与収入	給与所得控除
162万5,000円まで	55万円

給与所得控除55万円

給与所得49万円

基礎控除
48万円
(所得控除)

課税所得
1万円

課税所得	税率	控除額
1,000円 から 194万9,000円まで	5%	0円

所得税500円

- ・「給与収入」104万円の「給与所得控除」は上記の表の162万5千円までに該当します。
- ・「給与所得控除」は55万円になります。
- ・「給与収入」104万円から「給与所得控除」55万円を引くと「給与所得」は49万円になります。
- ・「給与所得」49万円から「所得控除」の「基礎控除」48万円を引きます。
- ・「課税所得」は1万円。従って

所得税は500円



給与収入103万円超130万円です。「勤労学生控除」を使うと所得税関係は以下のとおりになります。

給与収入：例えば120万円とすると

給与収入	給与所得控除
162万5,000円まで	55万円

給与所得控除55万円

給与所得65万円

名称	控除額
勤労学生控除	給与所得が75万円以下で所得控除額27万円

勤労学生控除とは&受けられる条件
: 給与所得が75万円以下で学生であること

基礎控除
48万円
(所得控除)

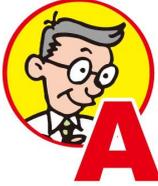
課税所得
0万円

課税所得	税率	控除額
1,000円 から 194万9,000円まで	5%	0円

所得税0円

- ・「給与収入」120万円の「給与所得控除」は上記の表の162万5千円までに該当します。
- ・「給与所得控除」は55万円になります。
- ・「給与収入」120万円から「給与所得控除」55万円を引くと「給与所得」は65万円になります。
- ・「給与所得」65万円から「所得控除」の「勤労学生控除」の27万円と「基礎控除」48万円を引きます。
- ・「課税所得」は0万円。従って

所得税は0円



給与収入130万円超との所得税関係は以下のとおりになります。

給与収入：例えば131万円とすると

給与収入	給与所得控除
162万5,000円まで	55万円

給与所得控除55万円

給与所得76万円

基礎控除
48万円
(所得控除)

課税所得
28万円

課税所得	税率	控除額
1,000円 から 194万9,000円まで	5%	0円

所得税1,400円

- ・「給与収入」131万円の「給与所得控除」は上記の表の162万5千円までに該当します。
- ・「給与所得控除」は55万円になります。
- ・「給与収入」131万円から「給与所得控除」55万円を引くと「給与所得」は76万円になります。
(「給与所得」が75万円超なので「勤労学生控除」は使えません)。
- ・「給与所得」76万円から「所得控除」の「基礎控除」48万円を引きます。
- ・「課税所得」は28万円。従って

所得税は1,400円

健康保険

- ・ 給与収入130万円以下なら親の健康保険の扶養者で加入できる。
- ・ 給与収入130万円超になるとアルバイト先の健康保険に加入or国民健康保険に加入。

国民年金

- ・ 20歳から納付義務のある国民年金保険料は『学生納付特例制度』を利用して猶予します。
- ・ 『学生納付特例制度』の使える給与所得基準は

● 国民年金の学生納付特例制度の給与所得基準
128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

- ・ 扶養親族等の数は、あなたに子供がいなければ0人
- ・ 「所得控除」の社会保険料控除は、健康保険料を払ってないので0円。
- ・ 『学生納付特例制度』のあなたの「給与所得」基準は**128万円**になります。
- ・ 「給与所得」基準128万円の場合の「給与収入」は

給与収入	給与所得控除	給与所得
194万円	194万円×30%＋8万円	127万8,000円

- ・ 上記計算から「給与収入」194万円以下なら『学生納付特例制度』を利用できます。

親の所得税

- ・ 19歳以上23歳未満の扶養する子供がいる場合にあなたの父親は所得控除の「特定扶養親族控除」を受けられます。控除額は所得税で63万円です。
- ・ あなたの「給与収入」が103万円以下であることが条件となります。
- ・ あなたの「給与収入」が103万円超になるとあなたの父親の所得税が増えます。

次号は配偶者の103、106、130万円の壁について